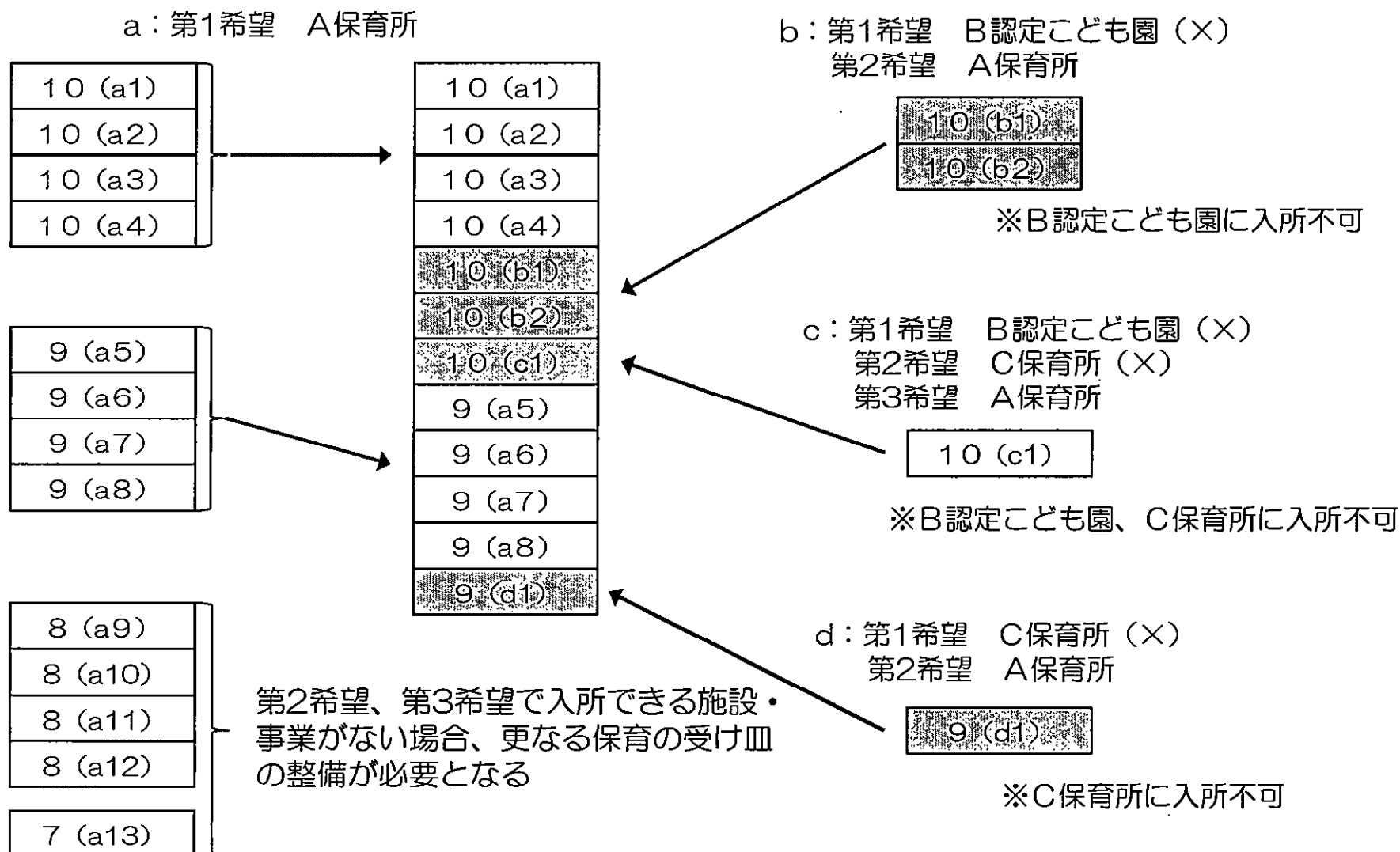


利用調整（選考）のイメージ

A保育所
1歳児 定員12人 申込者13人

○第1希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が高い順に決定



保育所入所選考基準表(現行)

* 年度当初入所決定及び年度途中で入所申請者を選考する場合の入所決定に使用

基 本 点	保護者の就労状況	指数
	1) 家庭外労働(外勤・自営)	
	・日中7時間以上の勤務	10
	・日中5時間以上7時間未満の勤務	7
	・日中4時間の勤務	4
	2) 家庭内労働(自営)	
	・日中7時間以上の勤務	8
	・日中5時間以上7時間未満の勤務	5
	・日中4時間の勤務	3
	3) その他	
	・内職	3
	・就業の為の資格取得による修学	5
	・就職が内定していない(求職中)	1
	家庭内状況	
	4) 母親出産	
	* 出産予定日を含む月とその前後 2か月の計5か月間	10
	5) 疾病及び看護	
	* 本人の疾病及び家族(別居も含む) の看護	
	・保育に著しい支障 昼間7時間以上全く保育できない (本人入院、入院付添、障害等)	10
	・保育に支障 昼間7～4時間全く保育できない	5
	6) 家庭の災害	10
	7) ひとり親家庭	18

加 算 点	8) 保護者の勤務形態	指数
	・正規職員	2
	9) 保護者の勤務日数	
	・勤務日数 20日以上	5
	・16日以上	3
	・12日以上	1
	10) 住所要件	
	・本庄市在住	10
	・本庄市内在勤(管外)	3
	その他事情	
	・特別の支援を要する家庭	5
	・兄弟姉妹が現在入所中	5
	・兄弟姉妹を、別居している祖父母等が保育	-5
	・保育料滞納	-10

審査

上記以外の事情については、聴取内容(同居家族も含めた生計状況、勤務変更予定等)により勘案し、必要に応じ入所の可否を決定する。

「同点の場合」①から④の順番で上位を決定する。

- ①申請が受付期間内であるか、ないか・・・「受付期間内」を上位とする
* 急な転勤などで申請が不可能な場合を除く
- ②本庄市内に住んでいるを優先する
- ③保護者の就労状況の点数が高いほど、上位とする
- ④母子家庭等を優先する

優先利用について

ひとり親家庭、生活保護世帯、育児休業明け等の世帯に対して調整指数上の優先度を高め、教育・保育施設の利用を優先させるように配慮をし、その運用については、現行の運用状況を踏まえて設定していきます。

国が示す優先利用の対象事項	
1	ひとり親家庭
2	生活保護世帯
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5	子どもが障害を有する場合
6	育児休業明け
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8	小規模保育事業などの卒園児童
9	その他市町村定める事由



<本庄市方針（案）>

国が示す優先利用事項については、すべて行う。

その方法については、下記のとおりとする。

国が示す事由	対応策
1 ひとり親家庭	調整点数による加点 ※ただし状況に応じて、調整前の優先枠に入れる 例) 配偶者の急死、失踪等
2 生活保護世帯	調整点数による加点
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	調整点数による加点 ※ただし状況に応じて、調整前の優先枠に入れる
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	調整前の優先枠
5 子どもが障害を有する場合	調整点数による加点
6 育児休業明け	調整点数による加点
7 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	調整点数による加点
8 小規模保育事業などの卒園児童	調整前の優先枠
9 その他市町村が定める事由 人材確保・育成や就業継続の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士・放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用	調整点数による加点

本庄市保育所入所選考基準表(案)

基本点(父・母の状況)				点数	父	母
状況	番号	細目				
家庭外労働	1	外勤・家庭外自営	1日7時間以上の勤務	10		
	2		1日5時間以上7時間未満の勤務	7		
	3		1日5時間未満の勤務	5		
	4	就学	学校・職業訓練校	1～3を準用		
家庭内労働	5	家庭内自営	1日7時間以上の勤務	9		
	6		1日5時間以上7時間未満の勤務	6		
	7		1日5時間未満の勤務	4		
	8	内職	1日7時間以上	3		
	9		1日7時間未満	2		
勤務予定	10	勤務予定	勤務予定届提出(内定証明あり)	1～9の点数から-1したものを準用		
	11		求職中(勤務先未定)	0		
出産	12	出産	出産予定日の2ヶ月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで	10		
疾病等	13	病院入院	1ヶ月以上の入院	10		
	14	居宅療養	常時臥床	10		
	15		精神等長期療養	7		
	16		一般療養(1ヶ月以上療養)	6		
	17		その他	2		
	18	身体障害	1・2級	10		
	19		3級	8		
	20		4級以下	4		
看護等	21	入院付添	1ヶ月以上の入院付添	10		
	22	居宅看護	介護が常態 (重度身障者、要介護5,4程度)	10		
	23		週4日以上介護・通院の付添等 (要介護3程度)	7		
	24		週3日程度の介護・通院の付添等 (要介護2,1程度)	5		
	25		一般療養(要支援程度)	3		
災害	26	家庭の災害	火災・風水外で家屋損傷その他災害復旧	10		

調整点数(父母の状況)				点数	父	母
状況	番号	細目				
勤務状況	27	勤務形態	正規職員	1		
	28	勤務日数	勤務日数16日以下	-1		
	29		勤務日数12日以下	-2		
	30	育児休業復帰	育児休業復帰	2		
	31	幼稚園教諭・保育士等の仕事に従事	本庄市内の施設に勤務	5		
	32		市外の施設に勤務	3		
その他事情	33	世帯の特殊事情	ひとり親家庭	35		
	34		生活保護家庭	25		
	35		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(会社都合での失業)	25		
	36	児童の状況等	入園中の兄弟・姉妹有	5		
	37		子どもが障害を有する場合	5		
	38	祖父母の状況	65歳未満の同居している親族がいる(事由の項目に該当していない同居人に限る)	-5		
	39		兄弟・姉妹を、祖父母等の親族が保育	-5		
	40		兄弟・姉妹を、祖父母等の親族が保育	-5		
	41	滞納	正当な理由がなく保育料滞納	-30		
	42	管外受託	保護者のうちいずれかの者の勤務地が本庄市内	-10		
	43		保護者の勤務地がいずれも本庄市外	-15		

審査

上記以外の事情については、聴取内容(同居家族も含めた生計状況、勤務変更予定等)により勘案し、必要に応じ入所の可否を決定する。

「同点の場合」①から④の順番で上位を決定する。

- ①申請が受付期間内であるか、ないか・・・「受付期間内」を上位とする
 - * 急な転勤などで申請が不可能な場合を除く
- ②本庄市内に住んでいるを優先する
- ③保護者の就労状況の点数が高いほど、上位とする
- ④ひとり親家庭を優先する